

議案第169号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項」の次に「並びに第12条の5第1項」を加え、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第3項」の次に「並びに第12条の5第1項」を加え、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり」を削り、「前項中」を「前2項中」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第12条の4の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第12条の5 職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の

規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)は、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、子育て部分休暇を受けることができる。

- 2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 第12条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。)の次に「又は勤務時間条例第12条の5第1項の規定による子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。)」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

子育て部分休暇制度を新設し、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の請求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するため、この条例を制定するものである。